

八幡大菩薩御縁起と八幡宮縁起 中

宮 次 男

(8) 神功皇后岩に碑文を書く

甲類本は前述したように、逸翁本、天理本、奈多宮本の三本以外は前段(7)に絵が先行して描かれている。詞章の内容は、神功皇后に敗れた新羅王は「我等日本国ノ犬ト成テ彼国ヲ守護セム」と誓をたてた。その言葉をとって、皇后は王宮の門前の岩に弓の末弭で「新羅国ノ大王ハ日本ノ犬ナリ」と書きつけた。日本の軍兵がひきあげたのち、この文を消そうとしたが消えなかったというのである。

この段の大意はおおよそ以上の通りで、甲乙両本とも大差ないが、乙類本では、御銚を王宮の門前に立置いて帰国したことが記されている。

絵は、甲類本は王宮前の岩に、新羅王を前にして弓の末弭で碑文を書く甲胄姿の皇后を描くが、この段を独立させた逸翁本と天理本は王宮の建物を大きく描き、他は門前だけの光景に終っている(挿図6)。

また、乙類本では、軍船から漕ぎ出された小舟に分乗した将兵が上陸して、王宮に進み、その門前の大岩に甲類本同様の甲胄姿の皇后が弓の末弭で碑文を書く光景を描き、王宮もその門内の一部まで描き出されている(図版VI)。

なお、乙類本の詞章にみた銚は、甲類本でも奈多宮本を除いていずれも門前に描かれており、乙類本では由原本がこれを描きおとしている。しかし、

甲類本では次段(9)の詞章にこの銚の話が挿入されているのであって、甲類本に見た銚の存在は、いわば後段詞章の先き取りであり、乙類本の詞章が成立する際にこれが整理されてここにとり入れられたものと考えられることができるのである。

(9) 神功皇后、鶺鴒根葺きの産屋で応神天皇を出産(図版VII、挿図7 a・b)。
甲類本系の詞章は、逸翁本、天理本、奈多宮本の三本以外はいずれも前段(8)の詞章に続いて書かれている。

その内容は、その後、皇后は筑前国に凱旋され、鶺鴒の羽根を葺いて産屋を造り、槐の木に取りついて、皇子を出産された。その所を「うみの宮」と名付けた。今の宇佐宮がこれである。皇子の誕生は十二月十四日卯辛で、そのため卯日は八幡大菩薩の御縁日となっており、十二月十四日には御誕生会の神事が行われる。

また、日本記云として、皇后が新羅の王の門に銚を立てられたことを記し、さらに翌年春二月、皇后が都に還られることが述べられている。すなわち、皇后は皇子とともに都へ向われたが、皇子の兄に当たる鹿瑛坂王子と忍熊王子の兄弟はそれを聞いて、皇子を害しようとしそかに待っていた。皇后はこの陰謀を知って、竹内宿禰に皇子を抱かせて南海より紀伊国の湊につかせ、

皇后の船は難波に向った。その後、竹内宿禰は二王子を討ったという。

その後、皇子は約束の通り、龍王の掣となり、備後国若宮を生み奉った。今の仁徳天皇がそれであるという。この約束とは、仲哀天皇の崩御の時の遺言である。

これに対し、乙類本では、神功皇后が朝鮮遠征に先だって、仲哀天皇の玉躰を棺に入れて香椎の浜に安置し、還幸の後、武内宿禰に命じて長門国豊浦宮に送り、さらにそこから河内国長野山に移して山陵を築いたと、先ず先帝の御遺体の後始末についてのべ、次に、鶉羽根で葺いた産屋における出産と二王子の謀反について甲類本と同様の内容をのべるが、神功皇后の帰路につ

大阪 逸翁美術館蔵

いては何もふれていない。しかし、この二王子が仲哀天皇の御子で応神天皇の御兄に当ることをつけ加えている。さらに、

神功皇后は開化天皇五世の御孫、御歳廿三にて皇后の位にそなわり、御歳卅一と申十月二日仲哀天皇の御遺言にまかせて、終に天子の位にいたり給。御治世六十九年、御歳一百と申し四月十七日に大和国高市郡磐余稚桜宮にして崩御畢。後には神とあらはれ給、八幡三所の内、東御前と申は則此御事なり。

挿図6 神功皇后碑文を書く

と、神功皇后の略伝を掲げて終っている。これは、この段をもって、神功皇后に関する記事の終了したことを意味するといえよう。

挿図7

神功皇后の出産
和歌山 鞆洲八幡神社蔵

b 大阪 菅田八幡宮蔵

挿図8 海岸社殿

サンフランシスコ・
アジア美術館蔵

絵は両本とも鶉羽根葺きの産屋が主題となっている。

甲類本では、大きな樹木(槐か)のかたわらに建つ鶉の羽根で葺いた小さな御殿が描かれていたが、逸翁本と天理本では、その御殿が重層になっており、大木の下に一人の廷臣が笏をかまえて坐

る姿が描きそえられている。

乙類本は、三本とも大樹のそばに建つ鶴羽根葺きの御殿に三方を捧げ持つ女房を先導に皇后が入るのを冠束帯の廷臣らが庭に坐っておむかえする光景で、遠くの山は雪におおわれ、それに続いて大海原が広がっている。しかし、この海原の表現は三本とも異っていて、誉田本は海の彼方の対岸で貴人を乗せた輿が岸辺に建つ屋敷に入ろうとしている場面が描かれている。これは詞章にみる紀伊湊に到着された皇子の有様を描いたものと考えられる。これに對して東大寺本と由原本には、この到着光景はなく、東大寺本はわずかに対岸の一端が描かれるだけであり、由原本に至っては、此岸の海岸が示されるにとどまる。

なお、サンフランシスコ・アジア美術館本のこの段の絵は前記したように、海岸に建つ神社の景観が描かれており(挿図8)、同本次段の絵が当段に該当するものである。また、次段の詞書は同本だけにみられる飯岡山垂迹の説話であつて、その内容は左の通りである。

紀伊国につかれた皇子は、大和の都に入られ、春宮となられた。神功皇后六十九年の在位の後、応神天皇は即位された。国土も国民も豊かに繁栄したが、天皇は仏道を志して、在位四十一年にして、第四皇子の仁徳天皇に讓位されて都を離れることになった。

筑紫、豊前に下り、宇佐郡を尋ね、本山という所で御落飾、正覚を成して石躰権現と顕じられた。その所を正覚寺と名づけ、その後、諸国を廻つて跡を垂れられた。紀伊国に廻られた時は、皇子の頃、広の湊で船から上がったことを思い出してなつかしく思われ、伊都野山行道という奥山の山の原にある一本松の下で、しばらく坐禅された。その時、狩人が夜毎にその有様を見て恭なく思い、それより西の平地に柴の庵を造つてそこにお迎えした。しか

し、そこは深山なので、広い所で衆生を利益したいと託宣されて、今の飯岡山に移られてからは俗体になられ、託宣され、人々は地主権現と仰ぎ奉つて杜壇を造り、節供や四季の祭事をとりに行つた。また、放生会

を行おうとした時、小兒に託宣して、京都の放生会は庭上で行い、田楽や猿樂を催すが、それらは珍しいことではない。自分は正覚を成した筑紫が恋しいので、祭礼の時は浜浦に出してくれ、西海を見渡して昔をしのびたいと申された。この神事は京都から装束を取りよせて、貞観十五年より八月十四、十五日に行われ、今に至っている。

以上がその内容であるが、このうち、宇佐の本山での落飾、正覚寺、石躰権現については次段でものべられており、また、神功皇后から応神天皇への讓位についてや、応神天皇の出家なども次段でふれる所である。したがつてこの段については種々問題があり、容易には解決できない。

(10)箱崎のしるしの松に八幡が降る(図版VIII)。

甲本類の詞章は冒頭に神功皇后の御事蹟についてふれている。すなわち、

其後件ノ所ヨリ一里ヲサリテ、皇后御身煩ヒ給フ。御心地不例被思食テ、アナ

ワビシト被仰タル所ナル故ニ、彼所ヲバ、ワビシト名付タリ。シカドモ、今ノ世ニハ、タビシト申付タリ。其ヨリ一里ヲサリテ、此日ハ何時ニナルゾトテ、空ヘアラガセ給タリシヲバ、日マホリト名付タリ。其後カスイノ宮ニツカセ給テ、暫ク日數ヲ経テ、王城ヘノボラセ給ヒテ、御年三十一ニテ、王位ヲツカサドリ給フ。

この詞章の始めは「其後件ノ所ヨリ一里ヲサリテ」とあるが、ここにある

挿図9 箱崎の松に八幡ふる
a 和歌山 靱淵八幡神社蔵
b 奈良 天理図書館蔵

「件ノ所」とは一
体どこなのか、明
らかでない。恐ら
く、皇子出産の後、
都に帰られる途中
の御事蹟と推察さ
れるが、これだけ
では意味をなさな
い。したがって、
この詞章に先だつ
文章が存在したこ
とが考えられる。
次に、日本記云
として、仲哀天皇
の崩御、葬送につ
いてのべ、更に、
扶桑記云として、
神功皇后の即位と

河内国長野山に改葬したことをのべるが、これらは、乙類本の前段(9)の冒頭詞章にみる内容である。そして、これについて、神功皇后は治世六十九年の後、皇子に讓位されて百歳にして崩御、皇子(応神天皇)は七十歳にして即位、治世四十一年である。都は大和高市郡で、后八人、男女の御子九人で、今の八幡大菩薩がすなわちこの天皇の御事である。

更に、

此ノ御門ハ、仲哀天皇第四ノ御子応神天皇ト申シキ。其後、十善ノ位ヲ振捨テ、道心堅固ニシテ、山林ニ交リ給テ、定レル所ナカリキ。雖然リト、筑前国ニマストミ七郡カ内ニ、糟屋ノ西郷ト申所ニテ、戒定惠ノ箱ヲ埋テ、シルシノ松ヲ立テ給ヘリ。彼ノシルシト申ハ、松ノ枝ヲ折テ、逆ニ立給ヘルガ故ニ、彼ノ所ヲ箱崎ノシルシノ松ト申也。然ニ、彼ノ松権化ノシワザナリシカバ、ライツキテ、逆ナル松ニテ、今ノ世マデモ侍ル也。

とのべたのち、応神天皇は豊前国宇佐郡本山で御落飾、正覚を成して、この所を正覚寺と名付け、我をば石躰権現といわるべしと申され、彼の山の頂きに三つの石として現れた。その石の上から金色の光が放たれ、都に達したので仁徳天皇が勅使を遣わされると、金の鷹となって現れたので、勅使は其の

山麓に宝殿を造って崇め奉った。其時から
宇佐八幡大菩薩と現われ給うとのべ、さら
に、

挿図10 翁・童子として出現
サンフランシスコ・アジア美術館蔵

但八幡大菩薩ト名付奉ル事ハ、彼戒定惠
ノ箱ヲ埋ミ給シルシノ松ノ本ニ、空ヨリ
八ノ幡フリタリキ。赤幡四、白幡四、松本
ニ杜ヲ造テ、(白幡ノ宮)、赤幡ノ宮ト云。
と、八幡の謂をのべている。

このように甲類本のこの段では、神功皇后と応神天皇の御事蹟につづいて、(10)しるしの松に八幡が降る話と、(11)石鉢権現が金鷹として現れる、の二話からなる。

次に乙類本では、神功皇后の御事蹟については前段(9)ですでに述べられており、この段は応神天皇の御事蹟に限定されているわけであるが、誉田本と東大寺本、由原本では構成が多少異っている。

すなわち、誉田本では、応神天皇の経歴をのべた後、没後、八幡大菩薩となつて、戒定恵の箱をうづめ、しるしの松を植え、その後、宇佐郡馬城峯に石鉢権現として垂迹、三つの石となつて現われ、その放つ金色の光により、勅使が下向、山麓に宝殿を造つた。宇佐八幡宮がこれである。但し、八幡大菩薩と号するのは、箱崎のしるしの松に八流の幡が降つたからであると、甲類本の詞章に似た記述内容である。

これに対し、東大寺本、由原本では、(10)だけに限定しており、由原本でその詞章を示すと次のようになる。

皇子四歳にして皇太子にた、せ給、御歳七十一と申正月に、皇后にかはり帝位にそなはり給、即応神天皇と号し奉る。仲哀天皇第四御子也。御世を治給事四十年、御とし百十一にして、大和国高市郡輕嶋豊明宮にして崩ましまし畢。

筑前国ますとみ七郡の内に糟屋西郷と云所に戒定恵の箱をうづみて、しるしの松を立給へり、今の箱崎の松是也、其松の下に空より八流の幡ふる。赤幡四流、白幡四流なり、即社壇を造りてあがめ奉る。それよりして、神とあらはれ、正八幡大菩薩と名付奉る。是即八正の直路示して、三有の苦海を救給ふ表示也。

以上、甲、乙両本の詞章内容をのべたが、これは要するに、甲類本では、神功皇后の御事蹟から始まり、その後讓位された応神天皇の経歴と、天皇が仏道に志されたこと、そして箱崎のしるしの松に八幡がふり、また石鉢権現

として垂迹されたことをのべているが、応神天皇の崩御については何らふれる所がない。しかし、乙類本では、この段から応神天皇の御事蹟となり、しかも崩御の後に戒定恵の箱がうづめられた事が明記されているわけで、甲類本ではその点があいまいであったのを明確にしている。さらに、東大寺本と由原本では、しるしの松の所で直ちに八流の幡がふつた事をのべており、その際八幡大菩薩の名号をこれと結びつけているのに対し、甲類本では、しるしの松の所では八幡のふつたことにふれないで、名号の由来を宇佐八幡宮創建の所で説明している。この点は誉田本でも同様であるが、そこには記述の重複が認められる。したがって、詞章内容の構成からいえば、甲類本より乙類本、乙類本では東大寺本・由原本が一段と整理された構成を示すということができよう。

次に、絵についてのべよう。

甲類本の(10)の絵は(挿図9a)、いずれも、岩上に止つた鷹(アジア美術館本と鞆測本は岩上に三つ石があり、鷹はその右端の石に止る)と、その左側にある一本の松の左右に白幡四流、赤幡四流が舞いおりた形で示されている。但し、そこにみる松は、逸翁本と天理本以外は詞章通り、逆さ松で、折られた根元が上になつて地に突きささつた形になつており、逸翁本と天理本は通常の根が地中におろされた形の良い松で、しかも、その周囲には齋垣がめぐらされておおり、一人の僧がそばに立ってこれを合掌している(挿図9b)。この両本にみる齋垣と僧形については、詞章は何も述べていないが、甲類本の(14)行教和尚が八幡神を石清水に勧請する段の詞章に、

其後ニ、箱崎ニ戒定恵ノ箱ヲ埋ミ給シ所ニ、シルシノ松ウエ給タリシトイフ事

モ、此行教和尚ニ向テヲシエ給ケリ。其ヨリ行教、箱崎ニイタリテ、彼ノシルシノ松ニ、イカキヲシメテヨリ以来タ、人皆是ヲ知レリ。其ヨリサキニハ、更

ニヨノ人シラザリキ。

とある情況を描き出したものと考えられる。なお、乙類本の(14)の詞章にもこれとほぼ同じ内容のことがのべてある。

さて、乙類本では、前記したように、誉田本の構成が甲類本と同じく、(10)と(11)の段が合わさって一段を成し、東大寺本と由原本では(10)が独立しているわけである。

誉田本では、先ず、石躰権現が金鷹となって山上に現われ、これを勅使が礼拝する光景と、山に沿って登る勅使の行列をあわせて描き、山麓での社殿造営の場面と、その場面に続く海岸の松原に生えた斎垣をめぐらした松に、紅白の八幡が降る光景を描くが、いずれも、甲類本とは異って、広い景観が描き出されている。

(11) 石躰権現、金鷹として現れる。

前述したように、この段は甲類本及び乙類本の誉田本では、(10)箱崎のしるしの松に八幡が降る段と合わせて一段に構成されており、しかも、絵ではこの(11)の場面が(10)に先行して描かれている。し

かし、東大寺本と由原本は、(10)とは分かれて構成されるが、この両本は、次の(12)鍛冶の翁として現れ、次に三歳の童子として現われる段と合わせて一段に構成されているのである。同じ乙類系とはいえ、これら両本と誉田本との間には構成上の相違が認められるのである。なお、東大寺本と由原本の(11)の図様は誉田本に近いが、誉田本にみる社殿造営の光景は描かれず、霞を隔て、次の(12)の場面に連続

している。

(12) 鍛冶の翁として現われ、次に三歳の童子として現わる(図版IX、挿図10)。欽明天皇の十二年、始めて神明として現れた。すなわち、豊前国宇佐郡蓮台寺山麓に鍛冶する翁がおり、その相貌が甚だ奇異なので、大神の比類はただ人でないと思い、五穀を絶って三年間給仕して、神ならば姿を現し給へと祈請した。すると、この翁は姿を消し、三歳の小児となって竹の葉の上に現

b 大分 杵原八幡宮蔵

挿図11 和氣清麻呂 宇佐宮參詣
a サンフランシスコ・アジア美術館蔵

挿図12 石清水勸請

a 和歌山 鞆淵八幡神社蔵
b 大阪 誉田八幡宮蔵

れ、われは日本人王十六代の誉田天皇なり、となつた。

この説話は、甲、乙両類本とも殆んど同内容の詞章であるが、この記述の後に甲類本では、その後、馬城峯に石躰権現として現れ、大足姫、比咩大神と共に、三所並んで御坐した。高さ一丈四、五尺、広さ一丈ばかりで、寒雪の時も御躰は暖かった。人々は恐れをなして近よることもなく、御殿を造つてこれを覆ったが、御託宣あつて、石躰となつて現われたことは、末代にいたるまで久しくありたいためである。この風にあたり、この流れを呑む者の罪障を減すので、御殿を造り、覆うことなかれと。

甲類本にみるこの石躰権現に関する記述は、(11)の詞章の補足説明とみなされるものである。

絵は両類とも、山麓の小屋で、ふいごを扱う鍛冶する翁に仕える比類と、その小屋の横で、竹の葉の上に出現した半裸の童子を御幣を捧げて拝む比類の二場面が示されている。

(13)和気清麻呂、鹿(猪)に乗つて宇佐八幡宮に参詣(挿図11a・b)。

この段は、甲類本と乙類本とでは多少記述が異っている。先ず、甲類本の詞章内容をのべよう。

当時の国王より六年に一度、宇佐八幡宮に勅使が下向して、国政の事を奏上し、国事を定めたが、八幡大菩薩は姿を現わさないが、普通の人のように物を申された。称徳天皇の時、天皇は涅槃經を説く女人の業障を虚言として、この經を焼いてしまった。その罪により、女帝は淫欲の炎に悩まされ、それを静めるために諸国に人を求めたところ、河内国弓削の郡にある宝金剛院で千日の行をする道鏡がみいだされた。女帝は道鏡を大いに気に入られ、彼を法皇につかせようとして、和気清麻呂を勅使として宇佐八幡宮に差しつかわせた。しかし、八幡大菩薩はこれを許されず、清麻呂はその託宣を女帝に報

告した。女帝は再度祈請するために、清麻呂を勅使として派遣したが、この度も八幡大菩薩のお許しは得られなかった。女帝は、これを清麻呂のせいにして大いに怒り、その足を切つて小舟に乗せ、海に流してしまった。この舟は七日七夜、波間にただよつて、豊前国和摩浜という所に流れ着いた。すると一匹の鹿が来て、清麻呂をその背に乗せ、宇佐八幡宮の御宝前につれて行つた。清麻呂は一心に祈念すると、御殿から五色の蛇が出てきて清麻呂の足をねぶつた。すると切られた足はたちまちもとのように出てきた。

これに対し乙類本の詞章は、称徳女帝が涅槃經を焼いた事や、そのため淫欲が熾盛になつた事には全くふれず、また、清麻呂を背に乗せて宇佐八幡宮に運んだ動物が猪となっている。さらに、清麻呂が神前で祈願すると、御殿の中から、高貴な声で「ありきつつ きつつみれどもいさぎよき ひとのこころを われわすれめや」という和歌が聞こえてきて、五色の小蛇が出て清麻呂の脛をねぶつたとし、清麻呂が帰依のあまりに、伽藍建立を發願すると、

御託宣に、汝男山に建立すべしと告給しかば、
八幡山の奥に伽藍を立て弥勒菩薩を安置した

てまつり、足立寺と名付たり。和氣の氏寺として、いまにありとなむ。
と結んでいる。

絵は、甲類本では、三重塔がそばにある小祠の前で一人の僧が坐して礼拝している所に、海辺から鹿に乗った清麻呂が向かって行く光景が描かれている。ただし、奈多宮本では、僧の姿はなく、猪に乗る清麻呂となっている。

大分 八幡奈多宮蔵

挿図13 箱崎宮創建

から猪に乗った清麻呂が宇佐八幡宮の社殿に向かっている所と、社殿の廻廊の内、拝殿の前で坐して祈願する清麻呂の所に小さな蛇が正面の階から下りて近づいてくる光景が描かれている。

なお、乙類本の中で、誉田本にはこの段は無い。

(14)行教、八幡大菩薩を石清水に勧請す(挿図12 a・b)。

甲類本詞章のこの段は、次の三つの部分よりなっている。

1、和氣清麻呂は宇佐八幡宮の宝前で件の由を申し上げると、八幡大菩薩はそれを聞いて、衆生に向かつて物を言うことは、百王守護のためなのに、かえってこのような非法を行わせることになった。これより我は無言の身となると仰せられた。

2、その後、行教という上人が、宇佐宮で二千日籠って修行した時、大菩薩はこの上人を貴まれ、上人に七言の頌を与えられた。また、箱崎に戒定惠の箱を埋め、しるしの松を植えたということも、この行教に教えられた事であって、行教がこのしるしの松の所に斎垣をめぐらせたので、世人がこれを知ったのである。

3、その後、貞観十八年七月十五日の夜、大菩薩はひそかに行教にしめして、自分を王城の近く、石清水のあたりに渡せ、国家を鎮護せんと示現した。それをうけて、行教は王城の地に上ろうとして男山に至った時、八幡三所権現は、行教の衣の袖に阿弥陀三尊となって現れた。そして、行教は大菩薩の教え通り、石清水のほとりの榊三本生えた所に移し奉った。

大分 柞原八幡宮蔵

柞原勧請

挿図15

乙類本では、この石清水勧請は誉田本と焼失した石清水八幡宮本にみられる。その内容は、甲類本の1はなく、2と3に共通するが、行教が石清水に勧請することを朝廷に奏聞したことがのべられてお

挿図14 東大寺勧請

この場面に見られる僧形について、詞章はふれておらず、これが誰れなのか不明である。乙類本では、広々とした海岸

り、小異が認められる。

絵は、甲類本では、山間に建った石清水八幡宮の前で行教がただ一人坐して礼拝する光景を描くが、乙類本の誉田本の図様は、先ず、宇佐八幡宮と覺しき社殿の景観と参詣の人々が比較的远景表現で示され、次に山容を隔て、石清水八幡宮の景観と参詣人たちが、やや遠景表現で示され、その間にあって、行教を先導とした公卿が石清水八幡宮の廻廊に向かって歩を進めている。

(15) 箱崎八幡創建。

この段は甲類本にのみ存在する。

延喜の帝の時、平時平という人が太宰大貳として九州に下ったが、俄に任が終わって都に帰ることとなった。時平は八幡三所権現に祈請して、もう一度太宰大貳に任ぜられたいと願ひ、若しこの願ひが成就したなら御殿を新たに造り奉ると誓願した。時平は程なく太宰大貳に再任したが、社殿造営は実行されなかった。そこで大菩薩は、観音寺の学僧の七歳になる娘に憑いて、時平の前に現れ、約束を果たすよう詰問した。これは延喜二十一年のことである。時平は世事にまぎれて実行することがなかったことを陳謝し、何処に建立してお祭りするかを伺うと、大菩薩は、戒定恵の箱を埋めた箱崎に建立するように命じた。時平は御託宣の通り、箱崎に八幡宮を建立、さらに神富郡を社領として奉納した。以来三百餘年に及ぶ。

詞書は、このあと、八幡三所権現の本地仏に関連して、この縁起に現れる人物たちの因縁を明らかにし、さらに、箱崎のしるしの松の後日譚、武内宿禰の本地などを述べて終わっている。

この段の絵は奈多宮本に見られるだけで、他本にはない。図様は、(10)、(11)の段にみた、石躰権現の岩と、逆さの松に八幡が降る図様が再度描かれ、その横に社殿の建ち並ぶ箱崎宮の景観が大きく描かれている(挿図13)。

なお、サンフランシスコ・アジア美術館本の(9)にみた海辺の社殿の図は、奈多宮本にみる社殿と景観は異なるが、あるいはこの段に相当する絵とも考えられる。

(16) 東大寺に勸請(挿図14)。

この段は東大寺本にのみ存在する段で、天平二十年、宇佐宮に参詣した勅使の右兵衛督藤原朝臣に託宣して、都に上り、大仏を拝みたいと告げられた。この託宣により、翌天平勝宝元年十二月に東大寺に遷座されるという内容である。

絵は転害門より入った神輿が、東大寺の裏をまわって八幡宮の社殿に入るという構想で、これらの寺社の景観が描かれている。

(17) 柞原に勸請(挿図15)。

この段は由原本にのみ存在する。

天長四年十月五日から、延暦寺の金亀和尚が宇佐宮で千日の参籠を行ったが、同七年三月三日に御託宣があつて、豊後国に垂迹したいとの仰があつた。そして、同年七月、豊後国賀来村の大きな楠に白幡が飛来した。金亀和尚はこの由を帝に奏上、勅許により、承和三年に宝殿が建立されて遷座された。絵は、宇佐八幡宮の社殿の前で読経する金亀和尚、ついで大きな楠の枝に掛かった白幡を地に伏して拝む和尚、そして、神輿三基の行列が描かれて終わっている。

〈以下次号〉